［事案 2024-243］通院給付金支払等請求

・令和 7 年 5 月 30 日　裁定終了

＜事案の概要＞

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、通院給付金が支払われなかったことを不服として、通院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和 4 年 1 月上旬から同年 2 月下旬まで糖尿病にて入院し（入院①）、同年 3 月上旬から同月中旬まで頭部皮下腫瘍にて入院し（入院②）、同月中旬から同月下旬まで大腸ポリープにて入院し（入院③）、各入院に関して通院したため、令和 2 年 12 月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、30 日を超える分の通院給付金が支払われなかった。

さらに、令和 6 年 1 月中旬から同年 3 月上旬まで糖尿病にて入院し（入院④）、同月上旬から同月中旬まで頭部皮下腫瘍にて入院し（入院⑤）、同年 4 月上旬から 2 日間鼻炎にて入院し（入院⑥）、各入院に関して通院したため、本契約にもとづき給付金を請求したところ、30 日を超える分の通院給付金が支払われなかった。

しかし、以下等の理由により、支払われなかった通院分の通院給付金と本件で生じた精神的損害に対する慰謝料を支払ってほしい。

(1) 募集時に募集人から、本件約款の「退院の翌日から 180 日以内に再入院した場合、1 回の入院とみなし、1 回の入院についての支払限度日数を適用する」という説明は一切なされなかった。

(2) 重要事項説明書、約款、申込書の控え等は契約時には交付されず、契約後に初めてメールで送付された。

(3) 本件を原因としてうつ病に罹患した。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 本件約款にもとづけば、入院①②③、入院④⑤⑥はいずれも1回の入院とみなされ、それぞれに関する通院給付金は30日間が限度となる。

(2) 募集人は、募集時に、申立人に対して、本件約款の当該規定については説明しなかったが、当該規定の内容が記載された重要事項説明書を交付している。

(3) 申立人の請求する通院給付金を支払うことができないのは、約款の規定にもとづくものであり、申立人の慰謝料の請求には応じられない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集時の経緯等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。